

倫理委員会からのお知らせ

会員各位

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省；令和3年3月23日告示，令和5年3月27日一部改正，7月1日から適用）が告示されています。また，各規定の解釈や具体的な手続きの留意点等を説明した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス」も定められています。いずれも関連 URL でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

以上

倫理委員会 委員長 宮田 元